

第1553号

AFN-1553

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

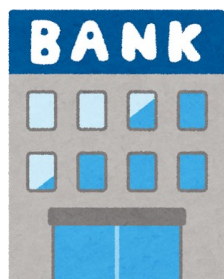
2025年 3/10 (月)

『R7年度税制改正大綱（6） 公益信託制度改革等に伴う措置』

新しい公益信託制度について、令和6年度改正では寄付金控除、譲渡所得等非課税措置（一般特例のみ）等が措置されたが、今回は新たに以下の措置が整備される。

【承認特例への公益信託の追加】個人が公益法人等に対して財産を贈与又は遺贈した場合の譲渡所得等の非課税措置のうち、承認特例の対象範囲に、受託者に対するその信託財産とするための以下の贈与等を加える。○受託者及び信託管理人、これらの者の親族等以外の者からのもの ○その贈与等に係る財産が、受託者の行う公益信託事務に充てる基金に組み入れられるもの

【特定買換資産の特例への公益信託の追加】譲渡所得等の非課税措置の特定買換資産の特例の対象範囲に、当該公益信託の受託者の行う公益信託事務に充てるための基金に組み入れられるものを加える



【非課税承認取消時の受託者への課税の措置】譲渡所得等の非課税措置について、非課税承認の取消により受託者に対して所得税を課す場合には、取消により生じた信託財産に係る所得について、受託者の固有財産に係る所得等とは区別して課税する。

【非営利型法人の残余財産帰属先への公益信託の追加】法人税法上の非営利型法人の要件の中で、残余財産の帰属先の1つとして公益信託の信託財産を認める。

『主要都市の地価4期連続で上昇 第4四半期地価LOOKレポ』

国土交通省は、令和6年10月1日～令和7年1月1日までの、地価LOOKレポートを発表した。主要都市の高度利用地等における地価動向は、利便性や住環境の優れた地区におけるマンション需要が堅調であったことに加え、店舗・ホテル需要も堅調に推移したことなどにより、4期連続で住宅地及び商業地の全地区において上昇となった。前回と同様、全80地区において上昇、横ばいや下落の地区はなかった。変動率区分別に見ると、「上昇(3～6%)」が6地区、「上昇(0～3%)」が74地区となった。

住宅地では、11期連続で22地区全てにおいて上昇となり、変動率区分に変化はなく、全体的に緩やかな上昇傾向が続いている。商業地では、4期連続で58地区全てにおいて上昇となった。変動率区分が「上昇(0～3%)」から「上昇(3～6%)」に移行した地区が1地区(池袋東口)あった一方で、一部には上昇傾向が落ち着きつつある地区も見られる。住宅地では、利便性や住環境の優れた地区におけるマンション需要に引き続き堅調さが認められた。商業地では、再開発事業の進展や国内外からの観光客の増加もあり、店舗・ホテル需要が堅調で、オフィス需要も底堅く推移したことなどから、上昇傾向が継続した。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com